

人に元気を! まちに元気を!

震災特別号

2016

No.1053

5・6

広報うと



復興に向けて
一歩ずつ前へ

P2 市長挨拶

市民の皆さまへ 感謝と決意

P4 熊本地震特集

震災から復興へ

市民の皆さまへ

感謝と決意

熊本県、大分県を中心に未曾有の被害をもたらした熊本地震から1カ月が経過しました。

改めて、震災で亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、負傷された方をはじめ被災された多くの方に心からお見舞い申し上げます。

平成28年4月14日、午後9時26分に発生した震度5強の前震に続き、16日、午前1時25分に発生した本震では、本市においても震度6強というこれまでに経験したことがない激しい揺れが私たちの故郷を襲いました。突然暗闇に襲われ死の恐怖と直面し、やっとの思

いで崩壊寸前の住居から抜け出された方、突然の激しい揺れに立ってはいられず、ただただ泣く子を抱きしめられた方、引き続き襲ってくる余震に怯えながら寒空の中、一夜を過ごされた方、皆さまの心労には耐えがたいものがあつたと推察いたします。

夜明けとともに、被害の甚大さに驚愕。倒壊家屋の瓦礫や壊れた家具などの散乱、水道管破損による市内全域に及ぶ断水、中央線陸橋（田中会館から宇土シティまでの陸橋）をはじめ道路構造物破損、そして何より本来であれば防災拠点として機能すべき市庁舎の大規



模破損など、地震災害の恐怖と衝撃を目の当たりにしました。

こうした、市制施行以来、最大の危機に直面しながらも、多くの方の温かく力強いご支援、ご協力のおかげでなんとか「復興の道」を歩み始めようとしています。このような最悪な状況にも関わらず、地域間で支え励まし合い、この危機を乗り越えようと地域一丸となつて頑張つていただいている市民の皆さま、震災直後から迅速かつ効率的に支援物資を提供いただき、現在も昼夜問わず本市の復興・復興のためご尽力いただいている国・県はもとより、県内外の自治体職員の皆さま、余震も収束しない中、被災現場や避難所等で献身的に活動していただいているボランティアの皆さま、そして、心温まる激励の言葉や、多大な義援金等のご協力をいただいている全国各地の皆さま、この場をお借りし、改めて感謝申し上げます。

さて、本市では被災された皆さまが、一日でも早く普段の生活に戻れるよう仮設住宅の建設をはじめライフラインの完全復旧や生活道路整備など生活再建に向け、急ピッチで取り組んでおります。特に避難者の皆さまの住居確保については、迅速かつ円滑に対応するため「災害対策本部・住宅対策班」を新設し、最重要課題として位置

づけて取り組んでおりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、震災で市庁舎が被災したことにより、行政機能を市民体育館をはじめ各施設に分散して業務に取り組んでおります。市民の皆さまには、大変ご不便をお掛けしますことをお詫び申し上げます。

地震や火山の噴火、台風に洪水と昔から日本列島は、数多くの災害に見舞われてきました。しかし、先人たちは知恵を絞って土地を切り開き、豊かな国土を現代の我々に残してくれました。このような大惨事となりましたが、私たちは、決してあきらめることなく、知恵を出し合い、未来を切り開く力をわき立たせ、復興の道を歩んでいかなければなりません。そのため、行政だけではなく地域や企業・各種団体、そして市民の皆さまお一人ひとりの知恵と汗が必要で、お互いに助け合いながら力を合わせ、先人たちから受け継いだ「故郷ふるさと宇土」を活力に溢れ、皆が安心・安全に暮らせるまちに蘇らせましょう。

迅速かつ確実な復興を遂げるために、市民の皆さま、関係者の皆さまのご支援とご協力を引き続きよろしくお願い申し上げます。

宇土市長

元松茂樹

震災から復興へ



前震

4月14日、午後9時26分、熊本地方を震源とする最大震度7の地震が発生しました。

震度5強（マグニチュード6・4）を観測した宇土市では、午後10時に災害対策本部を設置。職員や消防団等で各地区を回り、緊急対応が必要な箇所を確認するとともに、余震の状況を見ながら午後11時20分に全地区の避難所を開設しました。

翌日15日、未明には、市内の幼稚園・小中学校をすべて休校と決定し、消防団と連携を取りながら、避難者支援を行いました。

少し揺れがおさまってきた午前2時、市内の避難所には約1500人の方が避難されていました。

午前8時、災害対応のため市役所の通常業務を停止することとし、防災行政無線で放送しました。

また、具体的な被害状況の確認と復旧作業、被災者支援業務を開始しました。



本震

4月16日、午前1時25分、熊本地方を震源とする最大震度7の地震が発生。宇土市でも、これまで経験したことのない震度6強（マグニチュード7・3）を観測しました。

地震により本庁舎4階部分が崩壊したため、市役所横の福祉センター2階に開設していた避難所を危険であると判断し、閉鎖。それに合わせて、市民広場を避難所として開設しました。

市役所本庁舎及びその周辺施設が使用できなくなったため、災害対策本部を、市役所裏駐車場にテントを張り、移設しました。

午前3時ごろ、国道57号線の通行止めや車の横転、中央線の段差発生、電線の切断、家屋や塀の倒壊、上水道の漏水など、市内の被害の情報が次々に災害対策本部へ寄せられました。

周辺が少し明るくなってきた午前5時30分、対策本部では消防団に被害状況の調査を再度依頼。

同じ頃、自衛隊が宇土市に到着し、給水や救援物資の配布など、災害復旧の第一歩を踏み出しました。

宇土市の主な被害状況

(5月20日現在)

●死傷者

死者2人(震災関連死の疑い)
負傷者19人(うち重傷者1人)

●住宅・建物

全壊：53棟
大規模半壊：37棟
半壊：283棟
一部損壊：3585棟

●避難所・避難者数

7箇所218人(午後10時時点)
※4月16日(最高時)
15箇所6455人

●避難指示等

・花園台町(一部)

4月18日、午前10時に花園台町の一部に土砂災害の恐れがあるとして避難指示を発令

現在、67世帯、87人(うち、58世帯、58人は老人ホームの入居者)に対し、避難指示継続中

・神馬町(一部)

4月21日、午後6時50分に神馬町の一部に土砂災害の恐れがあるとして避難指示を発令
現在、4世帯、13人に対し、避難指示継続中

・入地団地(一号棟)

4月18日、入地団地一号棟は、集会所とピロティー部分に被害があったため、立ち入りを禁止し、17世帯全員に退去指示

●警戒区域の設定

・宇土市役所等

4月23日、午後1時に市役所及び市役所・市民駐車場の市道浦田1号線の一部に本庁舎倒壊の恐れがあるとして警戒区域を発令

●通行止め

中央線陸橋(田中会館から宇土シティまでの陸橋)、宇土シティ西側の線路沿いの側道、住吉灯台線(住吉自然公園の周りの市道)、上古閑3号線(上古閑下堤)、宮庄1号線(太鼓収蔵館先)、浦田1号線(宇土市役所裏の市道)、宮の後・日焼線(網田地区田平公民館北側)
※宇土駅自由通路エレベーター使用中止

●公共施設(被害のあった施設)

・公共建物

市役所本庁舎、網津支所

・市営住宅

入地団地、新町団地、袋内団地、南段原団地、西原団地、築籠団地、旭団地、駅前団地、境目団

地

・道路

道路の沈下、舗装面の陥没や亀裂、橋脚破損(中央線)、宇土駅自由通路損傷他

・河川

船場川、大坪川、飯塚川他

・農業用施設

排水機場(住吉、直築、網津第2、走潟南、新開)、農免道路(北部、南部)、水路(網田新地、住吉地区他)、ため池(花園、上古閑、七曲)

・子育て・福祉関連施設

あじさいの湯、長浜福祉館、老人福祉センター、西部老人福祉センター、老人ホーム芝光苑、児童センター、宇土小学校学童クラブ

・学校関連施設

花園小学校、鶴城中学校他

・文化関連施設

図書館、市民会館、旧高月邸、太鼓収蔵館、網田焼の里資料館、その他文化財多数

・生涯学習関連施設

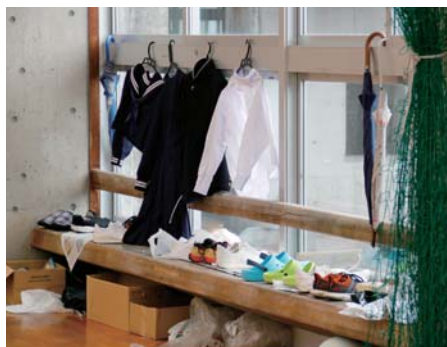
中央公民館、中央公民館分館、網津公民館、花園公民館

・スポーツ関連施設

市民体育館、武道館、運動公園(グラウンド・テニスコート)、スポーツセンター(体育館)、立岡総合グラウンド、轟地区農

震災から1カ月 県内の被害状況

熊本地震は、5月14日で発生から1カ月が経過した。県内の被災状況を見ると、地震による死者は49人で行方不明者は1人。避難生活で体調を崩すなどした震災関連死の疑いのある人も19人に上った。公共土木施設や農林水産関係の被害は、現時点で3千億円を超え、県の災害史上最悪となっている。
4月14日の前震以降、県民は過去に例のない余震に耐えながら生活再建を進めている。避難者は4月17日に最大18万人を超えた。震度1以上の地震は19日午後5時までに1502回。マグニチュード3・5以上の地震は238回で、新潟中越地震227回、阪神大震災101回を超え、1995年以降過去最多ペースで推移している。
震度別でみると、震度7が2回(4月14日夜と16日未明)、震度6が5回、震度5が11回、震度4が88回、震度3が255回となっている。



市が行った主な応急対策

避難者への支援

●情報の伝達

地震発生後直ちに、避難所情報や給水、ライフラインの復旧状況、生活関連情報などを防災行政無線で発信しました。また、報道機関を通じた広報やホームページ、Facebook等での広報、避難所への各種情報の掲示、広報うと号外の発行（新聞折込、区内回覧）など、さまざまな手段で情報の伝達に努めました。

●避難所の設置

地震発生後直ちに、15箇所の避難所を開設しました。

●食料・物資供給

熊本地震当初は、被災者に非常食やパン、おにぎり、カップラーメン、飲料などを配給したほか、避難所には、毛布やカイロ、紙おむつ等の生活関連物資などを配送しました。

●医療・保健支援

医師や保健師が避難所を巡回し、避難者の健康管理を支援したほか、集団感染が懸念されるノロウイルス対策として、トイレ等避難所の衛生管理を徹底しました。

生活関連の支援

●水道

地震の影響による漏水がひどかったため、網田地区の一部を除き市内一円が断水しました。断水や給水不良に対応するため、4月16日の正午から3箇所で給水開始。4月18日には、給水と併せて一部地区での通水を開始。4月24日には、全地区での断水を解消しました。

●道路・水路等

市道、河川の被災箇所について、軽微なものは随時補修を行いました。

●災害ごみ

地震により発生した災害ごみは、5月31日まで、宇土清掃センター等で無料で受け入れました。



人的支援

被災後は、国交省、自衛隊、全国市長会、全国知事会などの公的ルートや多くの関係者などのさまざまなつながりから、延べ1000人を超える人的支援を受けることができました。支援は、今後も継続される見込みです。

支援いただく業務は、避難所対応や被災証明書の受付、建物の危険度判定など多岐にわたり、今後は、災害復旧工事などの業務にも従事いただくことを予定しています。

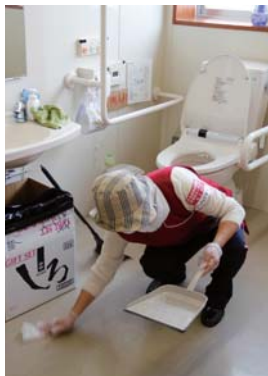
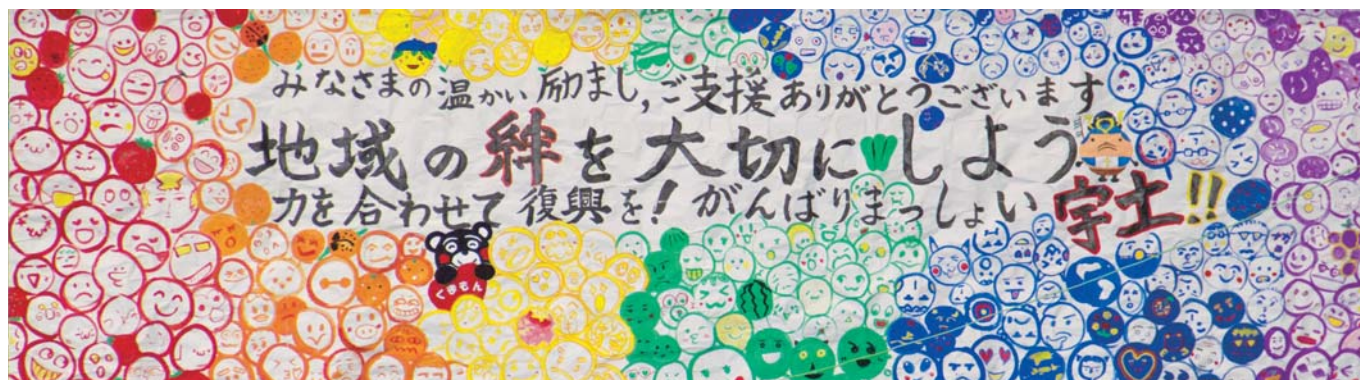
【支援いただいた団体】

国土交通省、自衛隊、長崎県、沖縄県、熊本県、新潟県三条市・見附市、石川県輪島市、神奈川県大和市、千葉県柏市、茨城県日立市、奈良県奈良市、鹿児島県日置市、佐賀県鳥栖市、東京都中野区、上天草市、九州財務局、九州農政局、医療チーム（佐賀、愛知など）

激励支援

4月18日にサッカーU-23日本代表DFの植田直通選手が宇土市を激励。

5月7日にテノール歌手の秋川雅史さんが救援物資を持参し宇土市を訪れ、市内の避難所を回られました。



ボランティア

震災後、全国各地から、延べ2600人の数多くのボランティアの方々に支援いただいています。支援いただいた業務は、被災者宅の室内及び家周りの清掃（片づけ）、避難所の掃除（トイレ含む）、救援物資の搬入搬出及び仕分け、本部受付での救援物資の配布、清掃センターでの災害ごみの受け入れ補助及び分別作業など多岐にわたります。

ボランティアに対する市民の要望は多く、業務依頼が約300件（5月20日現在）にも上っており、ボランティアの方々には、宇土市の復興に重要な役割を果たしていただいています。

物的支援

5月20日現在、約500の団体や個人から、食料や飲料、生活用品、乳幼児用品、ブルーシートなど多くの救援物資を支援していただいています。



宇土市のホームページ
http://www.city.uto.kumamoto.jp/

くらし情報

市役所からのお知らせ

広報うとの発行日が
15日から1日に変わります

広報うと5月号、6月号は、「熊本地震特別号（5・6月合併号）」として6月1日に発行しました。

7月号以降についても、15日発行から1日発行へ変更します。

問まちづくり推進課（市民体育館）

☎221111

防災行政無線について

聞こえにくい状況が続く大変ご迷惑をおかけしています。

放送した内容が聞き取れなかった場合は、市ホームページ及びデータポン（RKKデータ放送・dボタン）に放送内容を掲載していますのでご確認ください。

問危機管理課（市民体育館）

☎221111

住民票等の発行について

市民課で、住民票の写しの発行、住民異動届（転入・転出・転居等）、印鑑登録、印鑑登録証明書発行、戸籍の届出（出生・死亡・婚姻・離婚等）、戸籍関係証明書発行を午前8時30分から午後5時15分まで、パスポートは、交付のみを午前9時から午後5時まで行っています。

網津・網田地区のマイナンバー

カードの交付は、網田支所で行っています。市民課のマイナンバーカードの交付は、準備ができ次第お知らせします。また、通知カード及びマイナンバーカードの紛失・再交付申請は、市民課及び網田支所のどちらでも取り扱っています。

夜間と休日の戸籍の届出（出生・死亡・婚姻・離婚等）は、市民体育館内の警備員が対応します。

問市民課（市民体育館）☎221111

問網田支所 ☎271111

税証明の発行・納税相談業務

地震により、市税等の納付が困難な場合は、分割納税等の相談を受け付けています。また、各種税証明の発行を税務課で、午前8時30分から

午後5時15分まで行っています。

問税務課（市民体育館）☎221111

高齢者向け給付金を支給します

地震により、給付金申請受け付けが延期となり、ご迷惑をおかけしています。高齢者向け給付金について次のとおりお知らせします。

【対象者】

平成27年度臨時福祉給付金（1人につき6千円）支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上になる方（昭和27年4月1日以前に生まれた方）詳細は広報うと4月号をご参照ください。

【支給額】

1人につき3万円（1回限り）

【申請方法】

給付金の支給対象者には、5月下旬に高齢者向け給付金の①お知らせ、または②申請書（請求書）のどちらかを郵送しています。次の説明に従って、手続きを行ってください。

①お知らせが届いた方

特別に手続きをする必要はありません。平成27年度臨時福祉給付金を支給した口座に7月8日（金）に振り込みを行う予定です。なお、給付金を受け取る意思がない方は、6月10日（金）までに、高齢者向け給付金窓口までご連絡ください。

②申請書（請求書）が届いた方

申請書に必要事項を記入の上、必要書類（本人確認書類や振込口座の通帳写し等）を添付して返信用封筒で返送いただくか、窓口まで持参ください。

※窓口の混雑が予想されますので、できるだけ返信用封筒での提出をお願いします。

【受付期間・時間】

8月22日（月）まで（平日のみ）
午前8時30分～午後5時

問申高齢者向け給付金窓口（市民体育館）

☎226161・☎226162

コミュニティバス、ミニバスの運行状況

コミュニティバス（行長しゃん号）、ミニバス（のんなっせ）は、次のとおり運行しています。

【コミュニティバス】

全線迂回運行

※保健センター前停留所の時刻が変更になります。詳しくは市ホームページでご確認ください。

【ミニバス】

・通常運行

轟北部循環線・轟南部循環線
宇土北部線・網津緑川線

・迂回運行

花園北部線・花園南部線
※停留所の変更はありません。

中央線陸橋（田中会館）宇土シ

記号の説明 ④…問い合わせ先 ⑤…申込先 ⑥…電話番号 ⑦…販売先
⑧…FAX ⑨…メールアドレス ⑩…ホームページ

テイ）が通行止めのためトライアル方面に迂回し運行しています。なお、迂回運行のため、遅延する場合があります。

④企画課（企画棟2階） ⑥22 1707

複合健診は日程を変更して実施します

保健センターで予定していた4月15日～18日実施分は、7月19日（火）、8月25日（木）に実施する予定です。網津多目的研修会施設で予定していた4月19日～21日実施分は、6月28日（火）～30日（木）に保健センターで実施する予定です。なお、日程は、対象者の方へ改めて通知します。

④健康づくり課（保健センター） ⑥22 2300

道路、水路等の復旧までしばらくお待ちください

市道、河川の被災箇所のうち、軽微なものは随時補修を行っています。被災が大きい箇所については、通行止めを含め、本復旧まで時間を要しますのでご理解とご協力をお願いします。

通行可能な市道においても、今後、余震や大雨による地滑り、落石、道路陥没が発生する恐れがありますので、注意して通行をお願いします。

④土木課（宇土終末処理場）

⑥23 1300

中央線陸橋は通行止めです

中央線陸橋を支えている橋脚が2箇所損傷しているため、歩行者及び自転車を除き、通行止め（田中会館～宇土シティ）を行っています。早期開通に向けての調査・検討を行っています。復旧には数カ月かかる見込みです。

大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いします。

④土木課（宇土終末処理場） ⑥23 1300

住宅補修専用・住まいのダイヤルが開設されています

被災住宅の補修や再建に関する相談窓口が開設されています。

④電話相談（フリーダイヤル） ⑥0120（330）712

【受付】

午前10時～午後5時
（日曜、祝日を除く）

※財団から相談員（建築士）を派遣して、現場で住宅を見ながら、補修方法や補修費用などの具体的な相談を無料でお受けします。

④（二財）熊本県建築住宅センター

水道料金及び下水道使用料について

熊本地震により、断水や濁水が発生し、ご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

水道料金（上水道・簡易水道）、及び下水道使用料の5月分・6月分の請求は、次のとおり取り扱います。

使用種別	種別	料金内訳
水道水のみ	水道料金	基本料金
	下水道使用料 漁業集落排水使用料	基本料金
井戸水のみ	下水道使用料 漁業集落排水使用料	通常通り （人数×6t）
	水道料金	基本料金
水道水、井戸水併用	水道料金	①8t（基本水量） ②人数×6t ※①または②のいずれか多い方
	下水道使用料	

臨時給水所を開設しています

水道水を利用できない方は、上下水道課前に臨時給水所を開設しますので、ご利用ください。

④上下水道課（企画棟1階）

⑥22 6633

中止します

住宅用太陽熱温水器設置費補助金事業は中止します

地震の影響により、今年度の住宅用太陽熱温水器設置費補助金事業は中止します。

④環境交通課（市民体育館） ⑥22 1111

住宅リフォーム助成事業は中止します

地震の影響により、今年度の住宅リフォーム助成事業は中止します。

④商工観光課（宇土終末処理場） ⑥23 0350

紫陽花マンドリンコンサートは中止します

6月19日（日）に予定していた紫陽花マンドリンコンサートは、中止します。

④商工観光課（宇土終末処理場） ⑥23 0350



宇土市のホームページ
http://www.city.uto.kumamoto.jp/

公共施設



児童センター

児童センターの建物は、地震の影響により小規模な損傷はありましたが、使用に支障はないとの診断を受けました。しかし、一部が修繕のため使用できません。来館者は、当面の間、幼児とその保護者に限定し、児童の利用は見合わせます。今後の利用については、市ホームページ等でお知らせします。

問 児童センター ☎ 233303

図書館

1階部分（児童図書室・ロビー・郷土資料室）のみ開館しています。

開館時間は、午前9時30分から午後5時まで、休館日は毎週木曜日です。

サービス内容は、児童書（児童図書室）・一般図書の新刊・雑誌の貸出、新聞・雑誌の館内閲覧のみとなります。なお、余震が続く恐れがあることから、原則として小学生までの入館は、保護者同伴とします。なお、施設設備等の点検・補修が済み次第、順次サービスを拡充していきます。

問 図書館 ☎ 24512

中央公民館・各地区公民館

中央公民館・各地区公民館は、震災対応での使用を優先します。また、中央公民館、花園公民館及び網津公民館は、建物等の損傷が大きいため、当分の間、休館とします。

問 中央公民館 ☎ 220325

文化課関連施設

大太鼓收藏館及び網田焼の里資料館は、当面の間、休館とします。

問 文化課 ☎ 230156

消費生活センター

地震により一時休所していました消費生活センターは、6月1日（水）から開所します。

消費生活に関する問題や多重債務

のお悩みなど、専門の知識を持った相談員がお受けしています。困ったこと、心配なことがありましたらお気軽にご相談ください。

日時 月・火・水・金曜日

（祝日の場合は休み）

午前10時～午後4時

場所 市民体育館

相談方法 来所、または電話相談

問 消費生活センター ☎ 233251

市民会館

市民会館の利用状況は、次のとおりです。

【開館時間】

午前9時～午後10時（火曜休館）

・大ホール・楽屋

内壁や照明、空調設備の点検及び

工事等の完了後、利用開始予定

・2階会議室

利用できます（予約受付中）

問 市民会館 ☎ 220188

被災者の方へ



り災証明の申請はお済みですか？

【り災証明とは】

住宅の被害状況を市が証明する書類のことです。住宅の被害の程度は4つに区分され、被害の判定については、内閣府の被害判定基準に準じて、熊本県が採用した調査票により、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊と判定します。

【申請について】

・受付時間

午前8時30分～午後5時15分

※当分の間、土日祝日も受付中

・受付場所

市民体育館
・申請に必要なもの
印鑑、被害の状況（程度）が判断できる写真

【現地調査について】

申請を受け付けた後、全壊、半壊で申請をされた住宅は、現地調査を行います。

第1次調査は、外観の被害状況及び外観の被害状況から推測される内部の状況を勘案して、被害状況の判定を行い、り災証明書を発行します（第1次調査は、外観による検査のため立会いの必要はありません）。

第1次調査による判定結果に納得ができない方は、第2次調査の申請ができます。

第2次調査は住宅の内部調査になりますので、申請者もしくはご家族の方に立会っていただきます。第2次調査の結果に基づき、再度、り災証明書を交付します。

第2次調査は、調査時間が2時間程度かかるため、1日に調査できる棟数が限られています。そのため、第2次調査を希望された場合でも調査まで長期間お待たせする場合がありますのでご了承ください。

問 税務課（市民体育館）☎ 221111

り災証明書により 受けられる主な支援

被災者生活再建支援金

地震により住居が大規模半壊、全壊等の判定を受けた被災者の方に、支援金を支給します。支援金の支給には、申請が必要です。

【支給額】

支給額は、「基礎支援金」と「加算支援金」の合計額になります。ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額になります。

※基礎支援金は、住宅の被害程度に応じて支給する支援金です。

※加算支援金は、住宅の再建方法に応じて支給する支援金です。自ら居住する住宅を建設・購入する場合は200万円、賃貸の場合は100万円、賃貸の場合（公営住宅を除く）は50万円になります。

【申請期限】

・基礎支援金

（災害発生日から13月以内）

・加算支援金

（災害発生日から37月以内）

問 住宅対策班（市民体育館）

☎ 1111

仮設住宅の入居者を 募集しています

(1) 募集する団地と住戸

① 高柳仮設団地 42戸

（高柳町201番地）

② 境目仮設団地 24戸

（境目町483番地12）

(2) 応募条件（いずれにも該当）

① 熊本地震時点（平成28年4月14日）において、宇土市に住所を有する方

② 熊本地震による住居の全壊又は大規模半壊により、居住する住宅がない方（応募は、り災証明書で全壊又は大規模半壊の認定を受けた世帯に限ります。）

③ 自らの資力で、住居を確保することができない方

被害区分	基礎支援金	加算支援金	
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃借（公営住宅以外）	50万円
大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃借（公営住宅以外）	50万円

④ 住宅応急修理制度を利用していない方

⑤ 熊本県被災者向け民間賃貸住宅借上げ制度を利用していない方

⑥ 暴力団員でない方

(3) 応募期間

6月14日（火）まで

(4) 応募方法

応急仮設住宅入居申請書に必要な事項を記入し、り災証明書を添えて次の窓口にてお申し込みください。

(5) 入居時期

6月中旬～下旬を予定しています。詳細については入居決定通知書によりお知らせします。

(6) その他入居の条件

① 入居期間は、2年以内です。

② 家賃は、必要ありません。

③ 駐車場は、原則として1世帯1台分です。

④ 電気代、水道代、ガス代及び共益費、自治会費（区費）等は、入居者の負担となります。

⑤ ペットの飼育は、申込時にご相談ください。

問 住宅対策班（市民体育館）

☎ 1111

民間賃貸住宅（アパート等）への入居支援（みなし仮設）

地震により、住居が大規模半壊、全壊の判定を受け、自らの資力では

住居が確保できない被災者の方を対象に、県が民間賃貸住宅（アパート等）を借上げ、最長2年間無償提供します。制度を利用するためには申請が必要です。

【住宅の条件】

・4人世帯まで6万円以内

・5人（乳幼児を除く）世帯以上9万円以内

【特記事項】

宇土市内の物件を希望される場合は、市内不動産業者で直接物件の選定が必要となります。

問 住宅対策班（市民体育館）

☎ 1111

被災住宅の応急修理

地震により、住居が半壊、大規模半壊、全壊（修理で居住が可能となる場合のみ該当）の判定を受けた世帯に対し、日常生活に欠くことのできない部分（屋根、壁、居室、台所、トイレ、上下水道管等）であって緊急を要する箇所について、市が業者に依頼して応急修理を行います。応急修理には申請が必要です。

【限度額】

1世帯当たり57万6千円

※同じ住宅に複数の世帯が同居している場合は、1世帯とみなします。

問 住宅対策班（市民体育館）

☎ 1111

**災害弔慰金**

地震により亡くなられた方（関連死含む）の遺族に対して、災害弔慰金を支給します。支給には、申請が必要です。

【支給対象】

配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（同一世帯、同一生計に限る）

【支給額】

・500万円（生計維持者）
・250万円（生計維持者以外）

問 福祉課（市民体育館） ☎ 22 1111

災害障害見舞金

地震により重度の障がい（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた方に災害障害見舞金を支給します。支給には、申請が必要です。

【支給額】

・250万円（生計維持者）
・125万円（生計維持者以外）

問 福祉課（市民体育館） ☎ 22 1111

災害援護資金の貸付

地震により住居や家財に損害を受けた方へ、被害状況に応じて、災害援護資金の貸し付けを行います。貸

付には、申請が必要です。

【対象者】 ※所得制限あり

世帯主が負傷、又は住居（半壊以上）や家財に被害を受けた方

【貸付条件】

利率・年3%（据置期間中は無利子）
償還期間・10年（据置期間含む）
据置期間・3年

【申込期限】

7月29日まで

問 福祉課（市民体育館） ☎ 22 1111

各種証明書の交付手数料の免除

地震により被災された方が、市が発行する次の証明書を災害に関する手続きに使用する場合、その交付手数料を免除します。免除には、災

証明書の提示が必要です。

・住民票の写し

・印鑑登録証明書（印鑑登録も含む）

・所得課税証明書 等

問 市民課・税務課（市民体育館）

☎ 22 1111

個人住民税・固定資産税・国民健康保険税の減免

地震により被災された方の個人住民税・固定資産税・国民健康保険税について、被災状況に応じて減免が受けられる場合があります。減免には、申請が必要です。

問 税務課（市民体育館） ☎ 22 1111

保育所等保育料の減免

地震により被災された方の、保育料について、減免が受けられる場合があります。申請が必要です。

問 子育て支援課（市民体育館内）

☎ 22 1111

福祉用具の再給付

地震により福祉用具の使用ができなくなった方へ、福祉用具の再給付を行います。再給付には、申請が必要です。

問 福祉課（市民体育館） ☎ 22 1111

障害福祉サービス及び障害児通所利用料の減免

地震により被災された方の、障害福祉サービス（介護給付費又は訓練等給付費）及び障害児通所利用料について、減免が受けられる場合があります。申請が必要です。

問 福祉課（市民体育館） ☎ 22 1111

介護保険料の減免

地震により被災された介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料について、被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。減免には、申請が必要です。

問 高齢者支援課（市民体育館）
☎ 22 1111

医療機関等での窓口負担の支払い猶予及び免除

国民健康保険、後期高齢者医療保険及び介護保険の被保険者の方が、医療機関、介護サービス事業所等の窓口で、地震により被災（半壊以上）した旨を申告いただくと、窓口負担や介護保険の利用料の支払いがいったん猶予されます。猶予された負担や支払いは、申告内容確認後、免除されます。なお、対象となる期間は、7月末までの受診分です。

問 保険課・高齢者支援課

（市民体育館） ☎ 22 1111

後期高齢者医療保険料の減免

地震により支払いが困難になった後期高齢者医療の保険料について、被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。減免には、申請が必要です。

問 保険課（市民体育館） ☎ 22 1111

その他、各種支援制度は市ホームページに掲載しています。また、冊子は、まちづくり推進課でも配布しています。

記号の説明 ①…問い合わせ先 ②…申込先 ③…電話番号 ④…販売先
⑤…FAX ⑥…メールアドレス ⑦…ホームページ

市役所各課配置



市民体育館 (☎②② 1111)

- ・市長室、副市長室
- ・災害対策本部(住宅対策班)
- ・総務部(総務課、財政課、危機管理課、工事検査課)
- ・企画部(まちづくり推進課)
- ・市民環境部(市民課(網津支所業務含む)、税務課、環境交通課)
- ・健康福祉部(福祉課、高齢者支援課、子育て支援課、保険課)
- ・会計課
- ・監査委員事務局
- ・社会福祉協議会 (☎②③ 3756)
- ・消費生活センター (☎②③ 3251)

市民会館

- ・議事事務局 (☎②③ 3230)

宇土終末処理場

- ・経済部(農林水産課、商工観光課、地籍調査課) (☎②③ 0350)
- ・農業委員会事務局
- ・建設部(土木課、都市整備課) (☎②③ 1300)

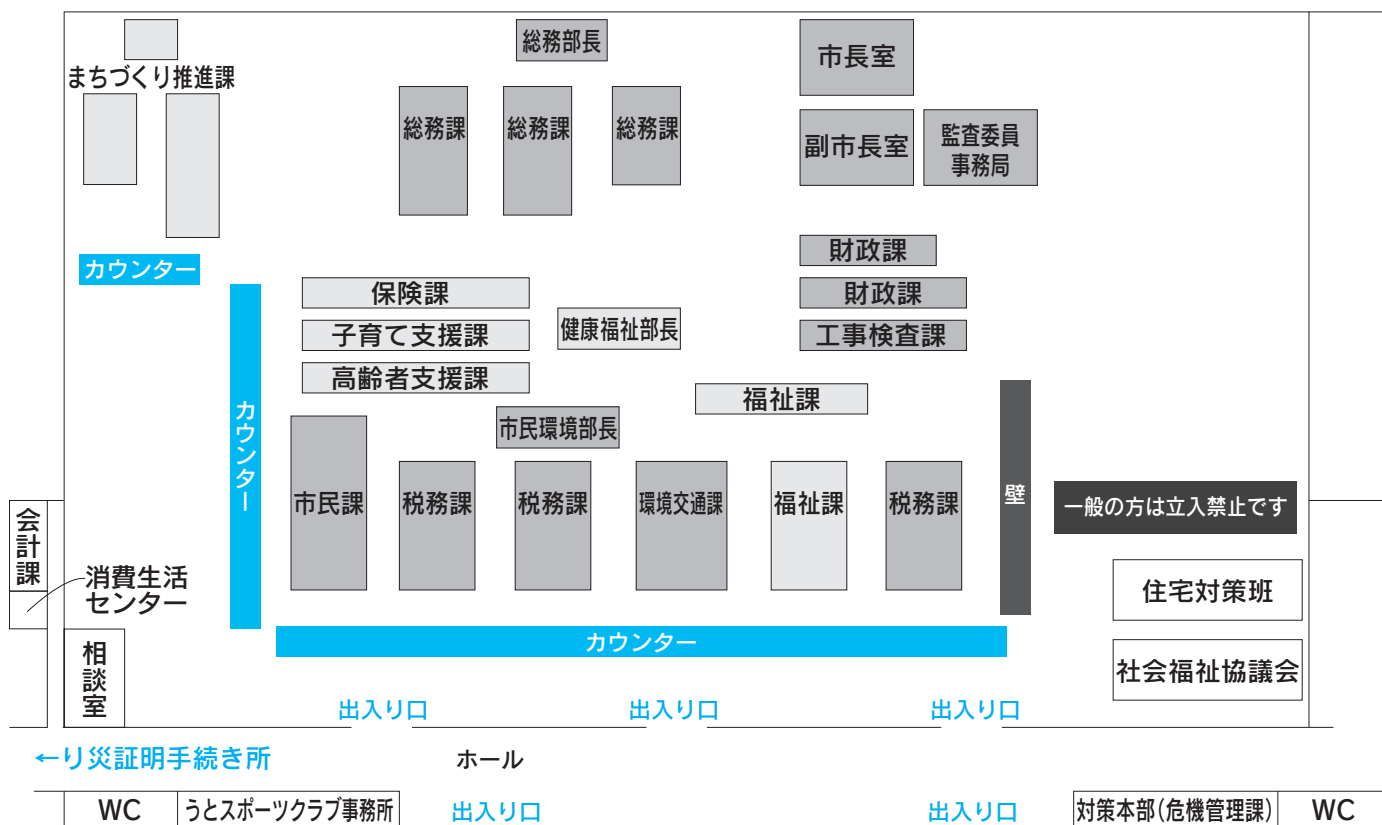
企画棟

- ・企画部(企画課) (☎②② 1707)
- ・選挙管理委員会事務局 (☎②② 1708)
- ・上下水道事業建設部(上下水道課) (☎②② 6633)

保健センター (☎②② 2300)

- ・健康福祉部(健康づくり課)

市民体育館内配置図



- ・教育委員会 (☎②② 6500)
- ・教育長室
- ・教育部(学校教育課、生涯学習課(中央公民館)、文化課、スポーツ振興課)
- ・網田支所 (☎②⑦ 1111)
- ・児童センター (☎②③ 3303)
- ・図書館 (☎②② 4512)
- ・給食センター (☎②② 0143)

休館等施設(5月20日現在)
地震被害で使用できない施設

- ・市役所本庁舎
- ・網津支所・網津公民館
- ・老人福祉センター
- ・中央公民館
- ・武道館
- ・スポーツセンター(体育館)
- ・避難所等となっている施設
- ・市民体育館
- ・運動公園(グラウンド)
- ・宇土地区グラウンド
- ・花園コミュニティセンター
- ・轟地区農業者トレーニングセンター
- ・緑川地区農業者トレーニングセンター
- ・網津地区多目的研修会施設
- ・走湯地区体育館
- ・小中学校体育館(宇土小・宇土東小・鶴城中)



広報うと 2016 No.1053 5・6震災特別号

〒869-0432 宇土市旭町 504 番地 ☎ 0964 (22) 1111 FAX 0964 (22) 0110
 メール machi03@city.uto.lg.jp ホームページ <http://www.city.uto.kumamoto.jp/>
 Facebook <https://www.facebook.com/utocity> 発行・編集／宇土市・まちづくり推進課



熊本地震から1カ月が経ちました。被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。表紙の写真は、本震後の市役所本庁舎です。16日未明、4階部分が押しつぶされた庁舎の姿を見たとき、あまりの衝撃に呆然と立ち尽くしました。それからけが人がいなかったことに安堵したことを覚えていいます。4月から広報担当となり、今回の特別号が初の発行ですが、今後ともよろしくお願ひします。(東)

編集後記